

第 8 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成23年2月23日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 8 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年2月23日(水曜日)

午前10時1分開議

午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第15号 平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成22年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

議案第22号 熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の制定について

議案第25号 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 指定管理者の指定について  
報告事項

- ① 「熊本県市町村国民健康保険支援方針」の策定について
- ② 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄について

出席委員（8人）

委員 長 溝 口 幸 治  
副委員 長 内 野 幸 喜  
委 員 鬼 海 洋 一  
委 員 岩 中 伸 司  
委 員 堤 泰 宏

委 員 藤 川 隆 夫

委 員 松 田 三 郎

委 員 山 口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 森 枝 敏 郎

医 監 東 明 正

次 長 本 田 惠 則

次 長 松 葉 成 正

次 長 古 森 誠 也

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也

社会福祉課長 中 園 三千代

少子化対策課長 福 島 誠 治

障害者支援総室長 東 泰 治

障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典

医療政策総室長 倉 永 保 男

福祉総合相談所次長兼

医療政策総室副総室長 佐 藤 克 之

医療政策総室副総室長 松 永 寿

健康づくり推進課長 岩 谷 典 学

健康危機管理課長 末 廣 正 男

薬務衛生課長 内 田 英 男

ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶

長寿社会局長 江 口 満

高齢者支援課長 永 井 正 幸

認知症対策・

地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄

次 長 谷 崎 淳 一

次 長 山 本 理

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田正広  
 環境政策監兼  
 環境立県推進室長 家入 淳  
 環境保全課長 松島 章  
 水環境課長 田代裕信  
 自然保護課長 岡部清志  
 廃棄物対策課長 加久伸治  
 廃棄物公共関与政策監兼  
 公共関与推進室長 中島克彦  
 水俣病保健課  
 環境生活審議員 木村光利  
 水俣病審査課長 寺島俊夫  
 首席環境生活審議員兼  
 食の安全・消費生活課長 小原忠隆  
 交通・くらし安全課長 松山昌紹  
 人権同和政策課長 吉田國靖  
 病院局  
 病院事業管理者 横田 堅  
 総務経営課長 大谷祐次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田俊夫  
 政務調査課課長補佐 森田 学

午前10時1分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議案等について執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明

を行い、続いて、担当課長から順次説明を行います。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。

健康福祉部の議案概要の説明に先立ち、報告とおわびを申し上げます。

去る1月29日に、県内の食鳥処理場で実施した高病原性鳥インフルエンザの簡易検査に際し、使用期限が切れた検査キットを使用し、また、正規の連絡経路によらず、直接現場から大分県に感染疑いの誤報を伝えるという事案が発生いたしました。大分県を初めとする関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけするとともに、県民の皆様にご心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

事件後、再発防止のための検査員の研修を速やかに実施するとともに、対応マニュアルの見直しなどを行い、関係機関に対して周知徹底を図りました。

今回の事態を深く反省し、農林水産部との連携強化を図り、食鳥検査と家畜防疫の観点に立った迅速で適切な対応に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例等関係4議案の合計5議案でございます。

まず、第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算についてですが、総額18億5,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容ですが、国の緊急総合経済対策による新たな事業の追加等に伴い、6つの基金、具体的には、安心こども基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、地域自殺対策緊急強化基金、医療施設耐震化臨時特例基金、妊婦健康診査支援基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に交付金を積み増す予算や、子宮頸がん等の予防ワクチンの接種を緊急に促

進するため、新たなワクチン接種緊急促進基金を造成し、市町村に対して助成する予算を計上しております。

また、介護職員等のたんの吸引等研修に必要な機器を整備する予算や、国から交付される地域活性化交付金を活用して、新型インフルエンザ等の検査機器の整備、対米等輸出食肉検査設備の整備を行う予算などを経済対策の一環として計上しております。

これらの経済対策関連の予算の増額は、合わせて総額73億3,000万円余となります。

一方、経済対策関連事業の見込み減に伴い、介護基盤緊急整備等事業など、総額34億円余を減額補正しております。

このほか、平成22年度から平成23年度への繰越明許費としまして、障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業など5事業で9億8,000万円余をお願いするとともに、保健・医療・福祉関係業務の委託など7億4,000万円余の債務負担行為の設定や財源更正についてもお願いをしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成22年度の予算総額は1,327億8,000万円余となります。

次に、第22号議案の熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地域自殺対策緊急強化基金を活用する事業の実施期間の延長に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、第23号議案の熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、妊婦健康診査支援基金を活用する事業の実施期間の延長に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、第24号議案の熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の制定についてですが、子宮頸がん等の予防ワクチンの接種を緊急に促進するため、ワクチン接種緊急促進基金を設置する条例を制定するものでございます。

次に、第25号議案の熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用する事業の追加に伴い、関係規定を整備するものでございます。

このほか、熊本県市町村国民健康保険支援方針の策定についてなど2件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各総室長及び課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

先議分と書かれました説明資料の2ページをお願いいたします。

今回の補正予算の主な内容について御説明申し上げます。

まず、社会福祉総務費でございます。

説明欄をお願いいたします。

1番の職員給与費につきましては、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算に計上しておりますが、今回の補正は、平成22年4月1日以降の人事異動や組織改編に伴う所要額の増減をお願いするものでございます。各課、総室、室の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましても同様の趣旨でございますので、それぞれからの説明は省略させていただきます。

なお、ねんりんピック推進室の新設などによりまして、健康福祉部全体で総額1億3,417万円余の増額をお願いしております。

次に、3ページをお願いいたします。

説明欄3の社会福祉諸費の(4)市町村派遣職員負担金でございますが、県の福祉総合相談所への熊本市職員の受け入れについて、平成22年4月から、3名の職員派遣がございました。その職員の給与等は、派遣協定に基づき、県が負担することとなっております、

1,787万円余の増額をお願いしております。

次に、(5)福祉・介護人材緊急確保事業でございます。経済対策として、福祉・介護人材の定着や参入促進を目的に、介護福祉士養成施設等への補助事業4件、県社会福祉協議会への委託事業2件を実施しております。これに伴う予算は総額で9,715万円でございますが、今回4,772万円余の減額をお願いしております。

減額の主なものは2つございます。1つは、介護や福祉の仕事を目指す学生をふやすための事業でございます。新入生の定員充足率60%未満という補助の対象要件がございましたが、予算措置の段階では定員充足率が不明であったため、県内すべての介護福祉士養成施設5校分を予算計上させていただきました。結果は、1校のみが対象となったため、1,720万円の減額となっております。

減額のもう一つは、介護福祉士等の資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない潜在的有資格者に対する再就業支援を行うための事業でございます。介護福祉士の資格取得制度の改正などの影響によりまして、養成施設の入学者の増加がございまして、養成施設側に事業を実施する十分な余裕がなくなったことなどによりまして、1,893万円余の減額となっております。

次に、(6)社会福祉施設等耐震化等特別対策事業でございます。これも経済対策として実施しているものです。熊本市所管のスプリンクラー整備事業及び耐震化整備事業に係るものでございます。これに伴う予算措置は3億525万円余でございますが、今回2億3,959万円余の減額をお願いしております。

理由としましては、予算の計上に当たっては、熊本市から提出される事業実施計画書に基づき予算措置を行っておりますが、これは、予算計上時には工事費が不明であるため、国の補助要綱に基づく上限額で積算しておりました。今回、工事費が実施予定額を大

幅に下回り、少額で必要な整備が可能となったことから減額補正を行うものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

下段の社会福祉施設費でございます。

説明欄1の社会福祉施設借入金利子補給でございますが、補助対象法人のうち、2つの法人が借入金の繰り上げ償還を行ったことで、今年度の所要額が155万円の減額となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

3段目の保健環境科学研究所費でございます。

説明欄2にあります施設設備整備費でございますが、これは、新型インフルエンザ等の試験検査体制を強化するために、保健環境科学研究所に検査機器を増設するための経費でございます。2,442万円余の増額をお願いしております。

なお、これにつきましては、国の経済対策の交付金を活用することとしております。

次に、5ページ、下段の元金でございます。

説明欄1にあります災害援護資金国庫貸付金元金でございますが、これは災害により被災した世帯に対し市町村が貸し付けを行うものであり、県が3分の1、国が3分の2を負担するものでございます。今回、市町村から県への償還額が当初の見込みを上回るため、国への償還額が増加することとなりますので、150万円余の増額をお願いしております。

以上、健康福祉政策課の補正予算としまして、総額3億2,590万3,000円の減額をお願いいたします。

次に、6ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

環境衛生費で対米等輸出入食肉検査事業1,816万5,000円をお願いしております。これは、対米輸出入食肉認定要件の一つでありますサル

モネラ菌検査を実施するため、食肉衛生検査所に必要な設備・施設を増設するものでございます。経済対策の一環として事業の前倒しの実施を行いましたが、年度内での事業完了が困難であるため、来年度への繰り越しが必要となったものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

社会福祉費で障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業と障がい者福祉施設整備費でございますが、これは、事業計画の変更に不測の日数を要したことから、来年度への繰り越しが必要となったものであり、8億8,967万5,000円の増額をお願いしております。

児童福祉費で保育所等緊急整備事業でございますが、これは、保育所整備において建築許可等に不測の期間を要したことから、一部工事が完了しないため、来年度への繰り越しが必要となったものであり、5,100万円の増額をお願いしております。

公衆衛生費で保健環境科学研究所施設設備整備費でございますが、これは、さきに御説明いたしました新型インフルエンザ等の試験検査体制を強化するため、研究所に検査機器を増設するものでございます。これも経済対策の一環として事業の前倒しの実施を計画しておりましたが、年度内での事業完了が困難であるため、来年度への繰り越しが必要となったものであり、2,442万3,000円の増額をお願いしております。

最後に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務については、健康福祉部すべての課、総室、室に関するものですが、主なものとしましては、ホームレス対策業務委託9,166万円余や県内10の保健所で行います犬捕獲抑留等業務1億790万円余など、合わせまして47の業務、7億4,770万1,000円でございます。これらの業務については、平成23年4月1日から業務を開始する

ため、3月中に入札等の事務手続を終えて契約内容を確定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

9ページをお願いいたします。

右の説明欄に沿いまして、主なものを説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費につきましては、2の生活福祉資金貸付事業費ですが、これは県社会福祉協議会の補助でございます。

(1)貸付事務費補助は、要保護世帯向けに不動産を担保として貸し付けを行う、いわゆるリバースモーゲージにおきまして、担保資産を競売にかける際の費用を計上しておりましたが、本年度対象となる案件がなかったために減額するものでございます。

(2)生活福祉資金相談支援体制強化事業につきましては、市町村社協に配置する相談員の人件費が見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に、2段目の遺家族等援護費につきましては、次の10ページにかけまして説明欄にありますとおり、国庫委託金の内示額の増減に伴うものでございます。

次の11ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございます。

説明欄1の(2)セーフティーネット支援対策等事業ですが、これは、生活保護世帯の自立就労支援及び保護の適正化のための事務費でございます。利用者が見込みより少ないため、980万円余の減額をお願いしております。

(3)の生活保護世帯進学「夢」応援事業ですが、これは、生活保護世帯の子供が大学等へ進学する際の生活費を貸し付け、支援する

ものでございます。21年度に行いました進学希望者の意向調査を踏まえ予算計上しておりましたが、実際は見込みよりも少なく、また、中退や休学などもありまして、1,230万円余の減額をお願いするものでございます。

(5)の住宅手当緊急特別措置事業ですが、これは、国の経済危機対策の一環としまして、失業者の中で住宅を喪失しているか、またはそのおそれのある方に対しまして住宅手当を支給するものでございます。国の算式に従って予算措置しておりましたが、算式の中にあります、持ち家がない割合ですとか、申請率が本県の実態と異なるということもありまして、利用者が見込みよりも少なく、1億1,700万円余の減額をお願いしております。

次に、(6)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業ですが、これは、刑務所等の退所者の中で、高齢または障害がある人のために福祉の支援を行う地域生活定着支援センター設置のための費用でございます。委託先を決める公募手続などで事業の実施期間が短くなりましたので、委託料につきまして、600万円余を減額したものでございます。

次の12ページをお願いいたします。

(8)の緊急雇用創出基金市町村補助事業ですが、これは、各市におきまして、住宅手当の支給や就労支援などを行うことに対する補助でございます。(5)の場合と同様に、国の算式が地方の実態に合わなかったことで、利用者が見込みよりも少なく、5億3,700万円余の減額をお願いしております。

次に、2の(2)福祉事務所費につきましては、生活保護の申請者などが増加したことに伴いまして、福祉事務所の事務費・活動費が不足しておりますので、750万円余の増額をお願いするものでございます。

最後に、13ページをお願いいたします。

4の国庫支出金返納金につきましては、21年度分の実績確定に伴いまして国に返納するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

資料14ページをお願いします。主なものを説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費の説明欄2の児童健全育成費の(2)児童健全育成事業でございますが、これは、市町村が実施します放課後児童クラブに対する運営費補助金の所要見込み額が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

なお、今年度は、熊本市を除く225のクラブに補助をしております。

(3)は、放課後児童クラブの施設整備に対する補助金の減額でございます。今年度、8カ所で実施をいたしております。

(4)熊本県地域子育て応援事業は、昨年の11月議会で補正予算の議決をいただきました保育所等の子育て支援施設が、安全・安心対策や感染症防止対策に係る整備など、子育て環境の向上のために実施する事業に対しまして、安心こども基金を活用して助成するものですが、交付申請のあった施設数が見込みを上回り、また、後ほど説明しますが、安心こども基金で財源の手当てがなされたことから、今回増額をお願いするものでございます。

次の3国庫支出金返納金は、平成21年度に受け入れた国庫補助金のうち、交付確定に伴い、国庫への返納が必要なものを予算計上するもので、主なものは児童健全育成事業の補助金等でございます。

15ページの4安心こども基金積立金は、平成20年度に安心こども基金を設置し、保育所整備に対する補助を初め各種の事業を実施しているところですが、今回、国の補正予算により追加交付を受け、基金に積み増しするものでございます。

なお、これを財源として実施する事業につきましては、先ほどの地域子育て応援事業のほか、来年度当初予算に計上させていただいております。

続きまして、児童措置費でございますが、説明欄1児童扶助費につきましては、いずれも所要見込み額が当初見込みを下回ったことによる減額でございますが、(1)は児童養護施設や乳児院等への措置費の関係でございます。それから、(2)は熊本市を除く民間保育所の運営費の県負担金の関係でございます。(3)、(4)は母子生活支援施設や授産施設の関係でございます。

それでは、一番下の3児童手当費でございますが、これは子ども手当の一部として市町村に交付するものでございますが、当初予算の見積りに当たって事業主から直接支給される公務員分の見込みが困難だったことから、所要見込みが当初見込みを下回り、減額をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

母子福祉費でございますが、1ひとり親対策費の(1)ひとり親家庭支援事業は、母子家庭高等職業訓練促進事業、これは母子家庭の母親が看護師等の資格を取得するために養成機関に通う場合に給付金を支給する事業でございますが、これの対象者が当初見込みを下回ったことによる減額と国庫補助金の交付決定に伴う財源更正でございます。

(2)ひとり親家庭等在宅就業推進事業は、ひとり親への就労面だけでなく、子供さんへの学習指導など、生活、子育て面にもわたり総合的に支援する事業でございますが、債務負担行為を設定の上、今年度から来年度までの2カ年事業として、現在実施しております。

このうち、事業の中心となる在宅就業支援事業につきましては、当初技能訓練の委託先を1社と予定しておりましたが、訓練内容の選択肢を幅広く御提供するという観点から2

社に変更したことや、募集者数420人に対しまして4倍超、1,700人超の御応募をいただき、訓練への参加者を最終的に選考するための諸手続を慎重に行うため、応募者全員に対し面接を実施するなど、予想以上の時間を要したことなどから、当初10月に予定をしておりました技能訓練の開始時期が約2カ月間ずれ込んでおります。

今回の減額の内容につきましては、これに伴いまして支給する訓練手当、あるいは訓練実施に要する諸経費が主なものでございます。これらにつきましては、来年度の当初予算に計上させていただきたいと考えておりますが、恐れ入りますが、18ページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、当初予算で債務負担行為を設定して実施しておりますが、この債務負担行為限度額の増額につきましても、あわせてお願いをするものでございます。

恐れ入ります。また16ページにお戻り願います。

2の(2)児童扶養手当支給事業費(扶助費)は、ひとり親に支給します児童扶養手当の所要見込み額が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

3のひとり親家庭等医療費は、県独自の医療費補助制度として実施しているものですが、市町村の所要見込み額の減に伴うものでございます。

続きまして、下段の児童福祉施設費でございますが、1の市町村保育施設運営費補助の特別保育総合推進事業は、延長保育等における所要見込み額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

2の児童福祉施設整備費、保育所等緊急整備事業は、安心こども基金を活用して実施しております保育所整備補助金、今年度は24カ所でございますが、これの所要見込み額が当初見込みを下回ったことによる減額ござい



ます。

最後に、17ページの3施設職員退職共済費は、社会福祉施設等に勤務されております職員の退職金の一部を負担するもので、補助単価が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

以上、少子化対策課、総額11億400万円余の増額をお願いいたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室でございます。

予算関係及び条例1議案でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございます。3億2,691万8,000円を計上いたしております。

右側の説明欄で御説明申し上げます。

1の障がい者扶助費でございます。

(1)の更生医療費は、自立支援医療のうち、身体障害者の更生のための手術、人工透析等への公費負担分でございますが、市町村における所要見込み額の減に伴い、減額補正を行うものでございます。

(2)の精神通院医療費は、同じく、自立支援医療のうち、精神障害者の方の通院医療費の公費負担分でございますが、近年うつ病等精神疾患による通院医療費の実績が大きく増加しており、本年度においても予算に不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

(3)は、市町村が行う各種自立支援給付サービスの一部を負担するものでありますが、22年4月から低所得者の利用負担額の無料化等によりまして、利用者が約10%伸びております。そういったことにより、22年度所要見込み額が不足することによる増額補正をお願いするものでございます。

(4)は、重度障害者に係る市町村特別支援事業ですけれども、対象としていました熊本市が要件から外れたことに伴いまして、減額

補正をお願いするものでございます。

2の障がい者福祉諸費でございます。

(1)の市町村地域生活支援事業は、国の追加内示を受けまして補正を行うものでございます。

(2)から次のページの(5)につきましては、障害者自立支援対策緊急基金事業でございますが、いずれも所要見込み額が予算を下回ることとなりましたので、減額補正を行うものでございます。

(6)、(7)は、いずれも緊急雇用創出基金を活用した事業でございますが、予算に対しまして事業実施箇所数等が予定したものを下回ったため、減額補正を行うものでございます。

(8)は、新規事業といたしまして、国の補正予算で措置されたものでございまして、介護職員等によるたん吸引等の実施のための制度のあり方が現在国の方で検討されているところでございますけれども、その実施のための研修を行うために、本年度、必要な機器等について整備を行うものでございます。

3の障がい者福祉施設整備費でございますが、(1)障がい者就労訓練設備等整備費及び(2)障がい者福祉施設整備費は、いずれも補助金交付見込み額が予算を下回ることとなりましたため、減額補正をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

4の国庫支出金返納金につきましては、いずれも21年度の国庫補助金等の額の確定に伴い追加交付分を精算返納するものでございます。

5の重度心身障がい者医療費につきましては、重度心身障害者の方の医療費の自己負担分の一部を助成する市町村に対し補助を行うものですが、市町村における所要見込み額の減に伴い減額補正をするものでございます。

7の障害者自立支援対策臨時特例基金積立金につきましては、国の補正予算に伴い、本

県への追加交付が示されたことによりまして、基金への積み増しの補正を行うものでございます。本年度は、基金への積み増しだけを行い、事業実施は23年度で行うこととしております。

22ページをお願いいたします。

児童措置費でございます。4,254万9,000円の増額補正をお願いしております。

1の国庫支出金返納金ですが、いずれも21年度国庫補助金・負担金等の額の確定に伴い、追加交付分を精算返納するものでございます。

続きまして、児童福祉施設費ですが、1,335万6,000円を計上いたしております。

(2)のこども総合療育センター管理運営費でございますが、自立支援法の施行に伴い、従来の月払い方式による報酬額の9割相当額が保障されておりますけれども、こども総合療育センターも対象となりまして、県有施設でありますために、財源更正により措置するものでございます。

最下段の精神保健費でございます。2,729万8,000円を計上いたしております。

1の精神保健費につきましては、基金の運用による利子を基金に充当するものでございます。

23ページをお願いいたします。

2の精神保健福祉センター費の(1)の精神保健福祉センター移転事業は、精神保健福祉センターの移転に伴い、旧保育大学の施設改修工事等を実施してはありますが、国庫補助金が採択となりましたために財源更正をするものでございます。

なお、国庫補助金の交付額は2,478万5,000円でございます。

(2)の市町村派遣職員負担金は、熊本市の政令市移行に備えまして、市で精神保健センターを開設することになりますけれども、熊本市より、研修職員を県の精神保健福祉センターに、本年度1名受け入れております。こ

の1名につきまして、協定に基づき、当該職員の給与等を負担するものでございます。

3の地域自殺対策緊急強化基金積立金ですが、国の補正予算で地域自殺対策緊急強化交付金がうつ病対策分として追加交付されましたことに伴いまして、補正をお願いするものでございます。

また、新たに地域活性化交付金、通称光交付金と言われておりますけれども、この交付金が交付されまして、あわせて、これにつきましても基金を積み増すものでございます。光交付金の方が1,000万円ということになっております。この光交付金を積み増すことによりまして、従来の基金も含めまして、24年度まで延長が可能となっております。この延長に伴います基金条例の改正につきましては、後ほど御説明させていただきます。

最後に、県立病院事業会計繰出金でございますが、県立こころの医療センターにおいて、国の補正予算で措置されました地域活性化交付金を活用いたしまして、医療機器等の整備等を行うことに当たり、一般会計から繰出金を支出するものでございます。

以上、障がい者支援総室の予算の総額は、最下段にありますように、補正前200億5,711万7,000円に今回補正額5億4,953万8,000円を含めまして、206億665万5,000円となります。

続きまして、条例関係でございます。42ページをお願い申し上げます。

第22号議案熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

43ページの条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

先ほど予算の方で説明申し上げましたけれども、国の地域活性化交付金、通称光交付金と言われておりますけれども、その交付を受け、基金に積み増すことになりましたけれども、その基金の事業の実施期間が、これまで

は当初23年度までとなっておりましたが、これが24年度末まで延長が可能となりました。この関係で、基金条例を改正し、失効期限の延長をお願いするものでございます。

なお、事業は24年度末で終了となりますが、基金の精算事務等を考慮いたしまして、失効の期限を25年12月末日とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 一応以上のところまでで一たん質疑を受けたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○山口ゆたか委員 5ページ、お願いします。

保健環境科学研究所の施設整備の件ですが、今回新型インフルエンザの検査について適用できるような体制をつくる整備をするということだと思うんですけども、この新型インフルエンザ等の検査には、国の方で最終的な確定もされるんでしょうけれども、この保環研でどのくらいまでの精度でできるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○末廣健康危機管理課長 今回整備します機器は、遺伝子レベルで新型を含みますインフルエンザの型式について判定をする機器を整備するものでございまして、保環研においてこの器械を使いまして判定すれば、遺伝子レベルで季節性のものであるか新型のインフルエンザであるか等が判明できるものでございます。国等に送って判定する必要はございませんで、県レベルで判定が実施できるものでございます。

○山口ゆたか委員 去年視察に行かせていただいたときに、確定するまでにかなり時間が

かかるということですが、そういうのは向上されるんですかね。

○末廣健康危機管理課長 導入します機器は、リアルタイムのPCRの器械でございますが、通常のPCR検査機器よりも性能がよくて、早い反応速度で検査が実施できます。従前も1基、リアルタイムのPCRを持っておりましてけれども、一昨年の発生状況で多くの検体を検査する必要があつて時間を要しておりました。今回2台体制になることで、よりスピードアップした検査結果の判明になると考えております。

○山口ゆたか委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 自殺対策、いろいろ打たれていると思いますけれども、22年度ももうそろそろ終わりになるんですけども、例年どおりやっぱり自殺者は500名を超えているのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○東障がい者支援総室長 22年の速報値が1月になって出たところでございますけれども、県内の自殺者につきましては、21年が84人でございました。それが22年は471人と13名減少したところでございます。この471名、やはり年代的には依然として40代から50代の中老年と高齢者がその自殺の比率としては高いような状況でございます。

そういうことで、この自殺を少しでも減らすようにということで、それぞれの地域ごとの状況等に、どういった原因がその自殺の要因としてかかっているのか、その辺の調査を今やっているところでございます。

そういうことで、一人でも少なくするように取り組んでいきたいと思つているところで

ございます。

○藤川隆夫委員 今おっしゃったように、積極的にこの自殺対策に取り組んでいただければと思いますけれども、相変わらず500名前後という何か全然数字的には変わっていないかなと思います。一生懸命努力されてこの数字だろうというふうに思っておりますので、何もやらなかったら、もっとも多かったのかもしれないので、今後とも積極的にやってください。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 16ページのひとり親対策費についてお尋ねします。

(2)のひとり親家庭等在宅就業推進事業ですけれども、私が昨年務めておったときは1社で頑張るんだということでございましたが、2社になったということで、どういう業種をふやされたのか、そしてまた、応募者がかなり多かったようですが、そのあたりは今後どのように対策を打っていかれるのか、お聞かせください。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

まず、1点目の委託業者を1社から2社にしたことですが、420名という非常に技能訓練としては大規模なものでございます。いろいろ調べた結果、果たして1社で受けるのが大丈夫かどうか、それと、正直、1社ぼしゃるともうすべてがぼしゃるといようなこともありまして、やはりそのリスクという点でも複数の方がいいのではないかといいところもありました。いろんなことを考えまして2社にした方が——あと、先ほども触れましたが、ひとり親の方にとりましても、選択肢がふえるということも非常に魅力的になるんじゃないかと考えました。

結果的に7社から手が挙がりまして、外部の委員さんを含めまして選考委員会をつくりまして、2社に決定しました。2社を決定する際にも、今申し上げましたとおり、やはりある程度違う業種がいいんじゃないかということで、1つが、レセプトの点検をしているところでございます。もう一つは、コンソーシアムで連合体でございまして、文書のIT化をやっているところとか、あるいはコールセンターをやっているところとか、いろんな業種が集まったところで応募いただきまして、その後の、訓練後の継続的な就労にもよりつながりやすいんじゃないかということで、そこを選ばせていただいております。

それから、2点目で、募集が420人に対しまして1,700人超ということで、非常に、これはありがたいことだったんですけども、応募が多うございました。もちろん、落ちられた方がいらっしゃいますので、その方のフォローにつきましては、今現在、予定をしておりますけれども、そのひとり親の方のいろんなニーズに応じたきめ細かな、また、訓練的な、研修的なものを今後やっていくことにしております、パソコン研修とかも含めまして、初級、中級、上級みたいな形で分けながら、その方々のレベルに応じた研修等も、今後あわせて、先ほどの訓練事業とは別に行っていく予定にしております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員 どれだけ就業につながるかが一つのかぎでございますので、今後とも行政におかれても精査いただくようによろしく願います。終わります。

○岩中伸司委員 関連していいですか。

ひとり親の就業で、希望も、これでいけば4倍以上、応募される方がそういうことだそうなんですけれども、基本的にひとり親というのが急速にふえている部分もあるんじゃないで

すか。その辺の動向はどうでしょうか。

○福島少子化対策課長 ひとり親家庭の状況でございますが、母子世帯等の世帯数、若干ちょっと古うございますが、一番新しい平成16年に調べたときは、母子世帯が1万9,000世帯ございました。その前に調べたときが平成7年、このときは約1万3,000、平成12年、そのときは約1万6,000、先ほど言いました平成16年が約1万9,000ということで、恐らくそういう形で伸びてきているのではないかなと思っております。

○溝口幸治委員長 それはちょっと余り古過ぎるでしょう。

○岩中伸司委員 かなり古いですね。一番新しいので平成16年ですか。その後は。

○福島少子化対策課長 実は、母子世帯の数は、正確に調べたのはそのとき以来ないんですけれども、その後ひとり親のいろんな計画を立てるときには、むしろ数もさることながら、抽出調査、いろんなアンケート調査もしまして、収入の状況とか、あるいは働いている方が正社員かどうかとか、あとどういう点に悩みがあるとか、そういった点は詳細に調べまして——済みません、世帯数自体はちょっとそのときは調べてなかったんですけれども。

○岩中伸司委員 もう6～7年、ちょっと古い資料なんで、私は、この間、ここ5～6年でも結構急速に多くなっているんじゃないかなど。知ったところでもかなりあるし、そういうことを知ったかっただけですが、これは改めて調査とか何とかそういうのは定期的にはやられていないんですね。

○福島少子化対策課長 その後やっています

んけれども、当然その数というのは大事でございますので、ちょっとそこは検討させていただきます。

○岩中伸司委員 できれば、ぜひ新しい情報を……。

○福島少子化対策課長 あわせて、もう一つ把握の仕方として、ちょっと補正でも出てきましたけれども、児童扶養手当の受給者、これは常に把握できますので、そのあたりでいろんな傾向は把握しているところがございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。なければ、議案等についての説明に戻ります。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険指導費ですが、右側の説明欄の方を踏まえながら説明させていただきます。

この指導費につきましては、市町村の国民健康保険財政の安定化に資するために、法に基づきまして県が負担をするものでございます。予算的には、その右側説明欄の3に挙げておりますが、国民健康保険制度安定化対策費、これが全体のほとんどを占めまして、約152億ぐらいになっております。

今回の分につきましては、当初見込んだ分以上に経費がかかる分も出てきておりますので、その分につきましては、特にこの安定負担金で上げておりますけれども、市町村において低所得者の方の保険料の軽減等を行った場合に県も一部負担を行うと。その見込み額を超えて増加した分についての増額の補正を予定しております。額としましては1億8,500万円余の増額になります。

それから、2段目の公衆衛生総務費ですが、補正額として約10億の減額をお願いしておりますけれども、中身的にはいろんなメニューが入っておりますので、その分の重要なところについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、2の保健医療推進対策費ですが、(1)医療施設等施設・設備整備費です。これにつきましては、医療機関の施設及び設備の整備に対して補助を行うものですが、対象医療機関の申請の取り下げ等に伴いまして、減額の補正をお願いしているところでございます。

それから、(2)ですけれども、医師確保総合対策事業です。これにつきましては、医師確保に向けましてさまざまなメニューで取り組んでおるところでございますが、救急勤務医の確保事業ですとか、産科医等の確保支援事業等につきまして、当初の所要見込み額を下回っております。取り下げとか辞退とかが少し出てきておりますので、その分での減額の補正をお願いしているところでございます。

それから、(4)になりますが、療養病床の転換助成事業でございます。これにつきましては、病院または診療所が行います医療療養病床から老人保健施設への転換に要する費用を助成するものです。今年度5件ほど相談があってございましたけれども、最終的には着工予定がなくなりましたので、その分減額の補正をお願いしております。

それから、(5)ですけれども、医療施設耐震化整備事業でございます。これにつきましては、今年度分、事業の工事の進捗率が当初の見込みを大幅に下回りましたので、減額の補正をお願いしているところでございます。

それから、(6)ですが、ヘリ救急医療搬送体制整備事業ですけれども、ドクターヘリの基地病院の施設整備やヘリポートの整備を行うものですが、整備の時期が23年度にずれ込

みますので、その分の減額補正をお願いしております。

それから、3になります。一番下のところですが、後期高齢者医療対策費ですけれども、これにつきましては、次の26ページの(1)、(2)、(3)、(4)のところまでの分をセットで説明をさせていただきたいと思っております。

この後期高齢者医療対策費ですけれども、これは後期高齢者医療制度に係る県の法定の負担金でございます。合計で3億2,742万円余の減額補正をしておりますけれども、当初は約240億円で予算をお願いしておりますので、その分で取り組んできておりました。

ただ、算定の仕方としまして、当初予算におきましては、前年度の実績額等をもとに所要額を見込んでおりますけれども、負担の対象となる医療給付費等はいろいろ変動いたしますので、12月の時点で約7カ月間の実績を踏まえて負担金の過不足額を把握して対応することとしております。その分が今回の補正にあらわれております。

なお、最終的に確定する過不足額につきましては、翌年度精算することとなります。

それから、5の医療施設耐震化臨時特例基金積立金でございますが、新たな経済対策といたしまして、医療施設耐震化臨時特例交付金の追加交付分がありましたので、その分の積み増しをさせていただくものでございます。

それから、次の27ページの方をお願いいたします。

2段目の医務費ですけれども、右説明欄の1 歯科行政費、在宅歯科医療確保対策事業ですが、在宅歯科医療の在宅歯科の診療を実施します病院等に対しまして医療機器購入に係る経費の補助を行うものですが、補助の申請額が見込みより下回りました。実際は辞退されたところと新規の分も少しありましたけれども、トータルとしては減額になりますので、減額をお願いしております。

それから、保健師等指導管理費ですけれども、右側の方の説明欄の1の看護行政費の(1)看護師養成所等の運営費補助事業についてですけれども、看護職員の確保と教育内容の充実を図るために、看護師の養成所に対しまして、運営経費の補助をしておりますけれども、養成所の方で、収入の増加によりまして、交付申請額が基準額を下回るというケースが出てまいりましたので、その分に伴いまして減額をお願いしております。

それから、(3)になります。看護師等養成所施設・設備整備事業ですけれども、これにつきましては、看護師等養成所の施設の整備や新しい課程の新設に伴います施設の整備に対して補助を行っておりますが、補助対象面積が減になりましたので、事業費が減額となったことに伴う減額をお願いしております。

それから、次のページをお願いいたします。

(2)訪問看護師定着支援事業ですけれども、これは訪問看護の経験がない未就業者の看護師さんを雇用したり教育をするということに要する経費を補助するものですが、訪問看護ステーションの求人に対しまして応募者が見込みを下回りましたので、一応5人求人を予定しておったんですが、応募者が2人ということになりましたので、減額の補正をお願いしております。

以上、医療政策総室の補正予算としまして、総額で8億6,657万円余の減額補正をお願いしております。

それから、最後になります。29ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正の分でございます。

申しわけありませんが、議案書の方には問題ありませんけれども、そこに整理しております中ほどの期間のところ、「平成23年度～平成25年度」となっておりますが、申しわけありません。これは平成26年度ということですので訂正をお願いしたいと思います。ちょっと修

正が間に合っておりませんでしたので、申しわけありませんでした。

では、内容について御説明させていただきます。

医療施設耐震化整備事業につきましては、前回9月の補正予算のときに平成25年度までの3年間の債務負担行為の変更を設定いたしましたけれども、その後事業の辞退とそれから事業のスケジュールが後にずれてきておるということがありましたので、今回平成26年度までの4年間の債務負担行為に設定をし直すものでございます。

医療政策総室分は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

30ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右の説明欄1の社会福祉諸費の増額でございますが、育成医療費の所要見込み額の増によるものでございます。

次に、公衆衛生総務費、2の健康づくり推進費でございます。

(2)の健康増進計画推進事業、それと(3)のヘル歯一元気8020支援事業につきましては、国庫補助事業の補助額が内示減となったことに伴いまして、所要見込み額が減となったものでございます。

(4)の特定健康診査等実施事業及び(5)の市町村健康増進事業の減額につきましては、市町村における所要見込み額の減によるものでございます。

一番下の3の栄養指導対策費につきましては、事業実施に係る所要見込み額の減でございます。

31ページをお願いいたします。

4の特定疾患対策費の増額につきましては、対象者数が増加したことに伴う所要見込み額の増によるものでございます。

5の母子衛生費の増額につきましては、先天性代謝異常等検査の所要見込み額の増によるものでございます。

6の国庫支出金精算返納金につきましては、原爆被爆者特別措置費交付金について、21年度精算額を国に返納するものでございます。

一番下の7の妊婦健康診査支援基金積立費でございますが、これは、妊婦健康診査支援事業に係る国からの期間延長に伴う追加交付金の積み増しによるものでございます。

32ページをお願いいたします。

次に、予防費でございますが、2のハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の減額は、所要見込み額の減によるものでございます。

最後に、保健所費でございます。これは、厚労省から委託を受けて実施いたします乳幼児身体発育調査に要する経費の増額でございます。

以上、合わせまして3億2,019万7,000円の増額補正でございます。

続きまして、条例の一部改正でございます。44ページをお願いいたします。

先ほど補正をお願いいたしました妊婦健康診査支援基金条例の一部改正でございます。

国の通知によりまして、当該基金の実施期間が延長されたことに伴い、期間の延長を一部改正するものとしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料33ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

9,000万円余の減額といたしておりますが、これは、主に肝炎対策事業における医療費等の所要見込み額の減に伴うものでございます。

次に、結核対策費でございますが、180万

円余の増額をお願いいたしております。これは結核患者医療費の所要見込み額の増に伴うものでございます。

次に、予防費でございますが、18億7,000万円余の増額をお願いいたしております。財源内訳の一般財源で8,900万円余の減額といたしておりますが、主に、説明欄(2)の新型インフルエンザ対策費の減額によるものであり、抗インフルエンザウイルス薬のうちタミフルについて、市場流通の状況等を考慮し、今年度の追加備蓄を見合わせることにしたことによる所要見込み額の減でございます。

説明資料34ページをお願いいたします。

説明欄3の予防接種対策費でございますが、熊本県ワクチン接種緊急促進事業として、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の市町村に対する助成に3億2,000万円余及びそのための新たな基金造成に16億3,000万円余の増額をお願いいたしております。

次に、食品衛生指導費でございますが、480万円余の増額をお願いいたしております。

説明欄1乳肉衛生費、BSE食肉検査体制整備事業の1,000万円余の減額は、主に検査キット購入代の入札残によるものでございます。

説明資料35ページをお願いいたします。

(2)の対米等輸出食肉検査事業は、食肉衛生検査所の検査設備を米国等への輸出基準に対応したものに整備するための経費で1,800万円余の増額をお願いいたしております。

以上、健康危機管理課分の合計17億8,000万円余の増額をお願いいたしております。

続きまして、条例案件でございます。説明資料の46ページをお願いいたします。

熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の制定についてでございます。

説明資料48ページをお願いいたします。

制定の趣旨及び内容は、平成22年度から平成23年度までの間、子宮頸がん等ワクチン接



種緊急促進臨時特例交付金を、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を緊急に促進するために必要な経費に充てるための基金を設置する条例であり、その基金の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものでございます。

この条例は、公布の日からの施行を予定いたしております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○小原ねりんピック推進室長 ねりんピック推進室でございます。

説明資料37ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。

右側の説明欄2番の高齢者福祉対策費でございます。

(1)から(3)の事業は、すべて緊急雇用創出基金を活用した委託事業でございまして、委託料の執行残により、合わせまして211万5,000円の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の38ページをお願いいたします。

主な事業を御説明申し上げます。

まず、老人福祉費でございます。

右側の説明欄で、2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございしますが、利用者から徴収します利用料のうち、事務費の一部を減免した場合、その減免した額に対して補助金を交付するものでございますが、年間利用人員が当初見込みを下回ったこと、それから本人からの徴収額が見込みを上回ったことによりまして、1,100万円余の減額補正をお願いするものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費の(3)施設開

設準備経費助成特別対策事業でございますが、これは、介護関係施設が開設当初から安定した質の高いサービスを提供できるように、開設前から職員を早目に雇用して十分な研修を行うことなどができる助成制度でございます。

市町村が事業実施のため公募を行ったものの、応募が少なかったことや、工事期間あるいは開設時期を考慮して、平成23年度の申請を検討する事業者が多かったことなどによりまして、1億5,400万円余の減額補正をお願いするものでございます。

次に、(4)の現任介護職員等研修支援事業でございしますが、緊急雇用創出基金を活用し、研修を受講する現任介護職員の代替職員として離職者等を雇用し、研修受講を支援するものでございますが、所要見込み額の減によりまして、1,100万円余の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、(6)の「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業でございしますが、当初平成22年度までの事業とされておりました本事業につきまして、22年度中、国から年度途中で新たに本県に追加配分された金額のうち、市町村での執行分等を除きます金額のほぼすべて、約4億8,000万円余でございます。これを6月補正で計上させていただきました事業に取り組んでまいりましたが、今年度の事業実施見込みが現計予算額を下回ったことにより4億100万円余の減額補正をお願いするものでございます。

この大幅な減額となった理由でございますが、事業実施に当たりましては、期限を定めない随時受け付けへの切りかえ、あるいは申請書類の簡素化等の事務手続の改善を行うとともに、介護サービス事業者への集団指導での説明、地域雇用推進員によります事業者への個別訪問などによりまして、事業の周知に努め、応募促進を図ってまいりましたが、同様の雇用対策が国等でも行われていること

や、事業者の事業計画を採択いたしましても、失業者等と事業者の希望が合致せず、採用予定数を確保できなかったことなどから、今回の減額補正となったものでございます。

なお、平成22年の10月、閣議決定によりまして、介護福祉士の資格取得を目指します事業が拡大されますとともに、実施期間も23年度まで延長されましたことから、この減額分は平成23年度事業の財源として活用できることとなります。

39ページをお願いいたします。

4の国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますが、平成21年度分の在宅事業費補助金等の精算返納金として80万円余を計上いたしております。

次に、5の介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金の介護職員処遇改善等臨時特例基金事業でございますが、これは、21年度の処遇改善交付金確定に伴います事業者からの返納金と平成22年度におきます基金運用利子を当該基金へ積み立てるものでございます。1,800万円余を計上いたしております。

続きまして、老人福祉施設費でございます。

1の老人福祉施設整備費の(1)老人福祉施設整備等事業でございますが、当初整備を予定しておりました1つの施設につきまして、補助金交付の内示後に法人運営に問題があることが判明いたしましたことから、理事長と理事間の意思疎通を十分行うこと等によります適正な法人施設運営に向けて、県として指導、助言を行ってまいりました。しかしながら、法人側の対応に時間を要し、本年度の事業着手が困難な状況となったことから、当該施設の整備助成分でございます7,000万円の減額補正を行うものでございます。

なお、当該法人につきましては、新しい理事長のもと、適正な法人施設運営の取り組みを始められている状況でございます。同額を平成23年度当初予算へ計上し、運営に問題が

ないと判断できた段階で対応したいと考えているところでございます。

次に、(2)の介護基盤緊急整備等事業でございますが、平成22年度に整備を予定しておりました施設整備とスプリンクラー設置事業につきまして、一部平成23年度に実施することとなったこと等によります減額と、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型施設の整備促進のための助成単価アップ等を内容といたします介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が国におきまして創設をされ、各県に配分されることに伴い、所要施設分の増額を行います結果、差し引きで11億8,600万円余の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、2の介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業でございます。

国の一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用という閣議決定に伴いまして、介護施設等におきます消火設備等の整備に必要な経費をこの基金へ積み増して対応することとなりました。あわせまして、国の22年度1次補正予算の成立に伴いまして、地域密着型サービスの基盤整備の安全確保などと地域支え合い体制づくり事業に必要な経費につきまして、新たに介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が創設され、この交付金につきましてもこの基金へ積み増して対応することとなったこと等によりまして、16億1,300万円余を計上いたしております。

以上、高齢者支援課の2月補正予算といたしまして、全体で3億7,800万円余の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

第25号議案熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、条例(案)の概要につきましては、50ページで御説明をさせていただきます。

できます。1ページ、おめくりをください。

介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金がこの基金の財源として活用できることになったことに伴いまして、活用する事業を追加するため、関係規定を整理するものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料40ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。

右側の説明欄で御説明いたします。

2の高齢者福祉対策費の(1)高齢者人権啓発事業及び(2)の認知症診療・相談体制強化事業は、それぞれ国庫委託費・補助費の内示減に伴う減額でございます。

次の(3)新規事業の介護職員等がたんの吸引等を行うために必要な体制整備事業でございますけれども、さきに、障害者支援総室長から、医療的ケアであるたんの吸引等の研修を行うために必要な機器整備について説明がございましたけれども、その高齢者の所管分として、国庫負担10割の補助金を活用し、400万円を計上いたしているところでございます。

次に、3の国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますけれども、平成21年度分の介護保険事業費補助金等の精算返納金として1,600万円余を計上いたしております。

次に、4の介護保険対策費の(1)介護給付費県負担金交付事業でございますけれども、市町村におきます介護給付費の見込み減によって4,100万円余の減額補正を行うものでございます。

次の41ページをお願いいたします。

(2)の地域支援事業交付金交付事業でございますけれども、平成21年度交付金確定に伴います市

町村精算返納による財源更正でございます。

それから、5の介護保険財政安定化基金積立金の介護保険財政安定化基金事業でございますけれども、基金運用利子の見込み増によって1,300万円余の増額補正を行うものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課全体で1億900万円余の増額補正を計上いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○溝口幸治委員長 これまでの説明で質疑を受けたいと思います。

○松田三郎委員 高齢者支援課にお尋ねします。

資料38ページの3の(6)の「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業の残った分は23年度へという御説明です。御説明の中に、周知を徹底するように努力をした、あるいは手続等の簡素化、そこまでは聞こえました。にもかかわらず、国の対策で類似のものがあつたりとかいうことだという説明でしたね。

○永井高齢者支援課長 御説明を改めて申し上げます。

国も同様のそういった支援事業を行っておりまして、例えばヘルパー1級の資格取得であるとか、そういったものもございまして。そういうところで、今回同時並行で緊急雇用対策が打たれているという状況がございまして。

あわせて、私どもとしては、雇用推進員という方が労働サイドでいらっしゃいますので、その方々にそれぞれ事業所へ個別に訪問していただいて、そしてこの利用の促進を図ってきたところでございます。

ただ、いかんせん、事業者の方から希望がありましても、やはりミスマッチがございまして。離職者等がどういう業務をやるかという

ことの中で、どうしてもハローワークに事業者が募集をかけられてもその希望の人数に至らないというような状況もあった、そういったことなどから、こういった状況になっているということでございます。

○松田三郎委員 事業自体はいい事業と思いますので、来年度に向けて、さらにこういう工夫が必要だろうなという今のお考えとか、こういうことをもうちょっと工夫しなきゃいけないというのがもしあれば、ちょっとお聞かせ願いたい。

○永井高齢者支援課長 今年度やりましたことはもとより、特に6月には例年どおり集団指導を事業者に対してやりますので、そこに向けて、まずはしっかりとPR等を行います。改めて、今回の状況を考えたときに、どのような手当ができるのかどうかは、また今後も検討していきたいというふうに思っております。

○江口長寿社会局長 補足をさせていただきます。

この「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業には、その対象となっている資格が2種類ございます。1つはホームヘルパーの2級という資格でございます。もう一つが介護福祉士という国家資格でございます。

ヘルパー2級の資格については、恐らく大体3カ月程度で資格が取れるということになります。その期間も含めて事業者の方に雇用してもらうということになりますと、当然実際の雇用期間は、各事業所の方で設定いたしますけれども、大体6カ月とか、そういった期間が多々ございます。

もう一つの介護福祉士につきましては、養成校で丸々2年間の養成というのが必要になります。そういったしますと、介護福祉士1人

当たりをこの事業で雇い上げるということになりますと、2年間の人件費プラス2年間養成校に通うための費用、これがこの事業から事業者に対して支給をされるということになります。ですから、同じ1人ということでも、介護福祉士を実際雇って資格を取っていただくという事業の方は、より費用はかかるということになります。

ただ、この事業そのものが実は平成21年度補正予算でついた事業でございます。この事業がスタートする段階で、県内の各養成校の方に、こういった新しい事業がスタートするので、ぜひこの事業の枠として養成校何人分確保できないかという話を速やかにやるところなんですけれども、国からこの事業の内容が来たタイミングが、ほぼ次の年度の養成校の枠がほぼもう埋まっている状況でございました。そういった意味で、この21年度からスタートした分の最初の介護福祉士の枠として、県の方では2名分しか確保できずという状況でしたので、実は21年度、22年度に当たっては、この資格の部分としては、ほとんどが雇ってヘルパーの資格を取っていただくという事業になりました。

平成22年度に入りまして——もともとは、これは21年度と22年度までの事業だったんですけれども、国の方で23年度までこの事業を使っていいというふうに変更になりますとともに、介護福祉士については2年間必要ですので、23年度からスタートする場合には24年度まで必要ということで、介護福祉士に限っては、24年度まで大丈夫ということが通知がございました。そういった意味で、23年度からは、介護福祉士の枠を、これは当初予算分で10名分を確保するというようお願いすることにしておりますので、そういった意味でいいますと、23年度以降は、介護福祉士の枠がより多くとれるということで、この事業の執行については、今年度以上に見込めるのかなというふうに思っております。

○松田三郎委員 よくわかりました。これは、別に今の高齢者支援課に限らず、ほかの課にもこの際ちょっと御要望ですが、不断に努力はなさっていると思いますが、別に減額補正だから悪いとか努力を怠っていると言うつもりはございませんが、もしかすると、まだ中には、せっかくいい事業であるにもかかわらず、例えば申請する側からすると、何かたくさん書類を出さなきゃいけないとか、あるいは、いや、その制度を全然知りませんでしたとか、あるいは何か要件が、ハードルが非常に厳しいとか、そういうのを非常に検証なさっていると思いますから、以前より少ないとは思いますが、来年度予算、引き続き計上なさる場合、特に後議分とかについては、再度利用者・申請者の側に立った事務的な負担軽減とか、周知もこれだけしているけどと言うよりも、さらにもうちょっとわかりやすい周知方法もあるんじゃないだろうかというのは、不断に努力をしていただきたいというのは各課、各総室をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、次に移ります。

次に、駒崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○駒崎環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係2議案、条例等関係1議案の合計3議案でございます。

まず、第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算につきましては、増額項目と減額項目がありますが、差し引き総額では3億8,600万円余の減額補正でございます。

増額項目の主な内容は、経済対策として国の地域活性化交付金を活用した保健環境科学研究所の機器の更新であります。減額項目の主な内容は、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

また、平成22年度から平成23年度への繰越明許費としまして、市町村地球温暖化対策推進事業ほか3事業で、総額1億1,700万円余をお願いしております。

このほか、熊本県富岡ビジターセンターの指定管理者による管理運営業務及び水俣病総合対策事業における医療事務の委託業務を平成23年4月1日から開始するため、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、総額1億6,000万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第15号議案の平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額3億5,500万円余の減額補正をお願いいたしております。

これは、チッソ株式会社からの償還額が当初の見込みより増加したことに伴いまして、同社への特別貸付金の減額等を行うものでございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして1,091億900万円余となります。

次に、第33号議案の指定管理者の指定についてでございます。

熊本県富岡ビジターセンターの管理運営につきましては、平成17年度から指定管理者制度を導入し、3年ごとに指定を行っていますが、現在の指定期間が本年度で満了するため、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

以上が今回御提案申し上げます議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○野田環境政策課長 申しわけございません。委員会資料の52ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

公害対策費でございます。

説明欄の1をごらんいただきたいと思いません。

職員給与費としまして1,800万円余の減額補正を計上しております。これは、22年度の給与額の確定に伴い、当初予算計上額との差額を補正するものでございます。一応各課につきましても同様でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

なお、環境生活部合計では、1億1,809万9,000円の減額補正となっているところでございます。

次に、2の環境保全基金積立金は171万円余の増額補正をお願いしておりますが、これは、地域グリーンニューディール基金に本年度の基金運用利息を積み増すものでございます。

3番の環境政策推進費の環境センター運営事業につきましては、これは、環境保全基金の基金運用利息で当初の見込みを上回った分を繰り入れるための財源更正をお願いするものでございます。

4番の環境立県推進費としまして6,400万円余の減額補正をお願いしておりますが、これは、(1)から(5)までの事業、それぞれ所要見込みの減、あるいは入札に伴う執行残、あるいは補助金の交付決定額の減等による減額でございます。

なお、(3)の市町村地球温暖化対策推進事業につきましては、事業年度の繰り延べ、22年度予定していたものを23年度に繰り延べ、そういったものが主でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

チッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計

繰出金につきましてでございます。

2,300万円余の減額補正を計上しておりますが、これは、チッソ県債償還等特別会計におきまして、今年度発行いたします特別県債の額及び利子が当初見込みより少なかったことなどに伴います県債償還財源としての繰越金の減でございます。

以上で、環境政策課の一般会計は、1億400万円余の減額補正となっているところでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計でございます。

これは、チッソの前年度経常利益から算出いたしますチッソからの償還額が当初の見込みより約16億6,000万円ほど多かったことに伴いまして、国庫補助金の財源更正、それと特別県債によるチッソへの貸付金の減額をお願いするものでございます。

上段の1段目、2段目が国庫補助金の分、3段目が県債による分でございます。4段目と55ページにつきましては、今年度の特別県債及び一時金の支払い関係出資金に係ります借入利率が当初見込みより低かったことなどに伴う償還利子の減額でございます。

以上、特別会計で3億5,000万円ほどの減額をお願いしております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

環境生活部分を一括して御説明申し上げます。

今回設定をお願いしておりますのは、上段の環境衛生費で3課ございまして、環境政策課の市町村地球温暖化対策推進事業と水環境課の保環研機器更新整備事業、水俣病保健課の水俣病患者施設の医療福祉機能向上支援事業の3事業で1億1,000万円余りと下段の林業費で自然保護課のふるさと熊本の樹木登録説明板整備事業で220万円余、合計で4事

業、1億1,000万円余でございます。

なお、水環境課の保環研機器更新整備事業と自然保護課のふるさと熊本の樹木登録説明板整備事業につきましては、今回の補正事業で予算計上をお願いしているものでございます。いずれも本年度中の事業完了が見込まれないために明許繰り越しへの設定をお願いするものでございます。

環境政策課は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松島環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料57ページをお願いいたします。

2段目の公害規制費でございますが、右側の説明欄1に示しておりますように、公害監視調査費629万5,000円の減額補正をお願いしております。

説明欄(1)の大気汚染監視調査費は、大気汚染防止法に基づきまして大気汚染常時監視等を実施しておりますが、入札に伴う執行残の減額補正でございます。

説明欄(2)の化学物質環境汚染実態調査費は、規制基準の設定をされていない化学物質のモニタリング等を実施しているものでございまして、全額国庫委託の事業でございまして、国庫委託費の減額に伴う補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

58ページでございます。

2段目の計画調査費1万5,000円の減は、緊急雇用創出基金を活用いたしました地下水データ整理事業の所要見込み額の減による補正でございます。

それから、3段目の公害規制費2,400万円余の増額補正でございますけれども、内訳の欄(1)から(3)に係ります3つの事業の入札に

伴います執行残による減額補正と、それから、(4)保健環境科学研究所の老朽化いたしました水質分析機器4基分でございますけれども、これを更新する備品購入費の増額補正でございます。3,800万円余は、全額国の地域活性化交付金を活用いたすものでございます。

それから、次のページ、工業用水道事業会計繰出金760万円余の増額補正でございますけれども、企業局職員に係ります子ども手当支給分に対します一般会計からの繰出金でございます。財源は国からの地方特例交付金により全額措置されまして、一般会計の方に収入されているものでございます。

水環境課は、合計で3,100万円余の増額をお願いしております。

よろしく御審議ください。

○岡部自然保護課長 自然保護課です。

うちの課といたしまして、補正、債務負担行為、指定管理者の指定というふうなことで御提案をしております。それぞれ説明してまいります。

説明資料の60ページをお願いいたします。

2段目の自然保護費ですけれども、経済対策として実施予定のふるさと熊本の樹木登録説明板整備事業の220万余の補正であります。ふるさとの象徴として地域の歴史と伝統を秘めた樹木をふるさと熊本の樹木として登録しておりますけれども、登録から約30年経過したものもあり、説明板や支柱が腐朽により破損したもの、あるいは塗装の塗りかえが必要なものなどが一部にあるため、県内一円の37カ所で更新、修繕を行うものでございます。

61ページをお願いします。

債務負担行為に関するものです。

部長の説明にもありましたけれども、天草の苓北町にあります富岡ビジターセンターの管理運営業務に関するものであります。

平成17年度にオープンし、天草の西海岸を重点的に、自然や歴史について紹介、展示しておりますが、来年度、平成23年度から25年度までの管理委託料1,390万円余であります。現在と同様の業務内容での指定管理者による管理を計画しております。

続きまして、説明資料の70ページをお願いしたいと思います。

第33号議案指定管理者の指定についてでございます。

ただいま説明を行いました苓北町にあります熊本県富岡ビジターセンターの指定管理者について、その候補者として苓北町を選定いたしましたので、地方自治法の規定により今回指定の議決をお願いするものでございます。

なお、選定につきましては、昨年12月から1月にかけて公募を行い、1月18日の選定委員会、その結果、応募のありました苓北町が指定管理者として選定されております。

自然保護課は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の62ページをお願いいたします。

まず、環境整備費につきまして、総額2,380万円余の減額をお願いするものです。

右側説明欄1の一般廃棄物等対策費の902万円余につきましては、海岸漂着物対策に関する協議会運営及び地域計画策定事業の入札に伴う執行残並びに海岸漂着物等回収・処理事業の所要見込み額の減による減額でございます。

2の産業廃棄物対策費の1,069万円余につきましては、(1)から(4)、いずれも入札に伴う執行残並びに63ページの(5)につきましては、緊急雇用嘱託職員の報酬の所要見込み額の減による減額でございます。

次に、63ページの3の産業廃棄物等特別対

策事業費は、産業廃棄物税収の活用により行う事業でございます。全体で407万円余の減額をお願いするものでございます。

内訳は、まず、(1)の最終処分場周辺環境整備等補助事業につきましては、補助金の所要見込み額の減による減額でございます。

(2)の廃棄物リサイクル等啓発事業並びに(3)の不法投棄撲滅県民協働推進事業につきましては、入札に伴う執行残による減額でございます。

(4)の産業廃棄物税基金積立金につきましては、産業廃棄物税収を活用して行います事業に充てた残額を後年度の事業等に充てるために積み立てるものでございますが、税収見込み額の減による減額でございます。

以上、当課計といたしまして、2,026万5,000円の減額をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○木村水俣病保健課環境生活審議員 水俣病保健課でございます。

資料の64ページをお願いいたします。

公害保健費でございますが、総額1億1,817万8,000円の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側説明欄により主なものを説明させていただきます。

まず、2の水俣病総合対策事業費でございますが、2億1,269万4,000円の減額補正をお願いしております。

このうち、(1)の水俣病総合対策事業の323万6,000円の減額は、健康管理事業における健康診査の受診者の減によるものでございます。

(2)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業における1,098万4,000円の減額につきましては、補助事業者の申請額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

(3)の水俣病総合対策費等扶助費1億9,847万4,000円の減額につきましては、手帳を所



持しておられる方に支給しております医療費等の所要見込み額が減となったものでございます。

次に、国庫支出金返納金9,461万5,000円の増額補正をお願いしております。これは、昨年度の水俣病総合対策事業において、国庫補助金の受入済み額と交付確定額との差額を精算するものでございます。

次に、65ページをお願いいたします。

水俣病総合対策事業等委託業務で1億4,671万1,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、総合対策事業における熊本県国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払い基金に対するレセプト集計業務の委託等を、平成23年4月1日から実施することが必要なために設定するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の66ページをお願いします。

2段目の公害保健費でございますが、3,499万3,000円の減額補正をお願いしております。

その内訳といたしましては、右側説明欄にありますとおり、水俣病総合対策事業費ですが、これは、水俣病認定申請について県処分が出るまで一定期間お待ちいただいている申請者の方に医療費等を支給しております治療研究事業扶助費の所要見込み額の減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の67ページをお願いいたします。

まず、上段の消費者行政推進費でございますけれども、5,868万円余の減額補正をお願い

しております。

右の説明欄をごらんください。

2の消費者行政推進費でございますけれども、1,147万円余の減額でございます。その主な内容といたしましては、地方消費者行政活性化事業のうち、新たな消費生活相談員を養成するため、国のプログラムに沿った研修等を委託して実施する消費生活相談員養成事業の委託料の入札の残でございます。

次に、下段の中小企業振興費でございますけれども、114万円余の減額補正をお願いしております。これは、登録貸金業者数が当初見込みより減少したことなどによる指導監督費の減少でございます。

当課合計といたしまして、職員給与費を含め5,983万円余の減額補正をお願いしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○松山交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料の68ページをお願いいたします。

中段の諸費でございますが、250万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

社会参加活動推進費、(1)の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、国庫委託額の減、また、(2)の自主防犯活動サポート事業につきましては、防犯パトロール手帳を1万2,000部作成いたしました。防犯ボランティア団体に交付いたしました。作成経費を抑えたことにより生じた事務費の執行残に伴う減額でございます。

当課合計といたしましては、1,331万円余の減額補正となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料69ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、右の説明欄のとおり、人権啓発推進費2,298万円余の減額をお願いいたしております。

内訳でございますが、(2)と(3)につきましては、法務省の委託事業に係るものでございまして、地方公共団体が人権啓発活動を受託し実施するものでございます。(2)は市町村の受託に係るもの、(3)は人権同和政策課の受託に係るものでございます。いずれも国庫委託額が確定したことに伴います減額でございます。

下段の社会福祉総務費でございます。

説明欄2の地方改善事業費でございますが、94万円余の減額をお願いしております。

内訳でございますが、(1)の地方改善事業につきましては、市町村が運営いたします隣保館に対する補助金でございまして、国庫補助内示額の確定に伴い、県費の4分の1の補助を合わせて、91万円の減額を行うものでございます。

最後に、3の国庫支出金返納金でございますが、232万円余の措置をお願いいたしております。これは、今述べました市町村が運営する隣保館に対します20年度と21年度の補助金の返納に係るものでございまして、昨年5月に実施されました会計実地検査の指摘によるものでございます。この会計検査は、5つの市町の8つの隣保館が対象となりましたが、そのうち2つの隣保館につきまして、補助金の算出に当たり、補助単価の積算を誤った結果、232万円余が過大に交付されていたとされ、それを国に返還するものでございます。

具体的に申し上げますと、隣保館の運営補助金の算出に当たりましては、職員の不在期間がありますれば減額の変更申請をすべきところを、不在期間があつたにもかかわらず、その減額申請をせずに、通年勤務で積算した金額で実績報告がなされ、当課も、そのこと

について審査で気づくことができず、そのままの金額で補助額を決定したために生じたものでございます。

今後、このような誤った事務処理がないよう、審査の徹底と現地での確認等に留意してまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。

なお、市町村からは、県の返納金を含めて348万5,000円を返納してもらい、県への返納分を除いた232万4,000円を国に返還いたします。

以上、総額で3,051万円余の減額をお願いするものでございます。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、横田病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

○横田病院事業管理者 病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは予算関係1議案でございます。

第20号議案の平成22年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、収益的収支で9,500万円余の減、資本的収支で1億3,400万円余の増、総額で3,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容についてですが、収益的収支につきましては、入院収益及び外来収益の実績に伴う収入の減、職員給与費の減や経費節減等に伴う支出の減でございます。

資本的収支におきましては、経済対策の一環として実施する外壁改修工事等に伴う増額でございます。

これによりまして、病院局の補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして18億6,900万円余となります。

また、平成23年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定につきまして3件、4,30

0万円余をお願いしております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大谷総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の委員会説明資料の71ページをお願いいたします。

収益的収支におきましては、収入面で患者数の実績等の収益がある程度固まって9,500万円の減額をお願いしております。支出面では、職員経費の確定と経費の節減等に伴いまして9,500万円余の減額をお願いしております。これに伴いまして、ほぼ同額の増減になっておりますので、経営的には黒字を確保できる見込みでございます。

また、資本的収支におきましては、本県経済対策の一環として実施します外壁改修工事等により1億3,400万円余の増額をお願いしております。なお、財源は、国の経済対策に係る地域活性化交付金等です。

72ページをお願いいたします。

支出の内訳ですけれども、医業費用のうち、給与費については、職員の人事異動や新陳代謝、職員手当の実績等により4,500万円余の減額、材料費については、薬価改定に伴い、400万円余の増、経費については、委託内容の見直しや修繕費の節減等により5,400万円余減額するものでございます。

次に、建設改良費でございますけれども、施設等の経年劣化の進行を踏まえ、平成23年度に整備を予定しておりました外壁改修工事及び医療機器整備について、経済対策の一環として前倒しするものです。外壁改修工事に関連する1億1,700万円余、医療機器整備で1,700万円余を増額することにしております。

73ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、こころの医療センターの業務のうち、平成23年4月1日からも継続して実施する庁舎管理業務等につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。環境生活部と病院局。

○山口ゆたか委員 病院局にお尋ねします。

建設改良費ですけれども、これは緊急性が高いんですかね。

○大谷総務経営課長 建ってから13年ほどたっておりまして、病院の外側が、大分汚れていまして、言う人が言うと、幽霊屋敷みたいだという話も出ています。そういう中で、2～3年前から改修を計画しておりましたけれども、本年度実施設計を行いまして、来年度実施する予定だったんですけれども、国の経済対策の予算が確保できる見込みが立ちましたので、前倒しで実施させていただきたいと思っております。

○山口ゆたか委員 まあ、財源が確保できたということはわかりますけれども、企業会計的には、やはり年度の会計上の整理はしていかなければいけないと思うんですけれども、やっぱりもうちょっとこれは丁寧な会計運営があつて、そういった決断をしていかなければいけないと個人的には思うんですが、確かに財源が確保できたことはいいことかもしれないですけれども、企業会計として考えると、いささかちょっと疑問が残るところであるんですが、いかがでしょうか。

○大谷総務経営課長 先ほどから説明いたしましたように、3年ほど前から改修の計画について検討を進めてきております。改修を進めるということで本年度実施設計費を組みまして、実施設計が既に終わっております。来年度、予算を確保、要するに病院の中で予算を確保して実施する予定だったわけでございますけれども、経済対策が利用できるということで前倒しでやらせていただきたいというふうに思っております。

○山口ゆたか委員 貸借対照表の関係とか損益計算書の関係はどうなんだということを聞きたいんですよ。

○大谷総務経営課長 基本的に1億1,000万につきましては、建物の資産として工事完了次第載せて、建物の使用期間で減価償却をするということになっております。そういうことで、あと20年ほどございますので、約1億1,000万ですので、年間でいくと約600万ほどの経費の増にはなりますけれども、その程度については何とか対応可能だろうというふうな見当をしております。

○山口ゆたか委員 個人的には、当初で計画的に整備するのが妥当な線だろうと思っておりますけれども、交付金はすぐ消えるわけじゃないので、交付金は積み立てておりますので、そのあたりはどうなのかなと思いつつも、今後ともきちっと説明していただければと思います。

○溝口幸治委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました

議案第1号、第15号、第20号、第22号から第25号まで及び第33号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、先にその他の質疑を受けたいと思います。

その他の質疑は、3月10日に後議の委員会がありますので、本日は、急ぐ案件のみ質疑をお願いしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 じゃあ、その他は、なしということで。

報告は短くお願いします。2件申し出がっておりますので、一括して説明をお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。

報告事項の1ページをお願いいたします。

熊本県市町村国民健康保険支援方針の策定についてということで報告をさせていただきましたと思います。

昨年の9月定例会におきまして、策定することを御報告いたしましたけれども、正式に熊本県市町村国民健康保険支援方針として昨年末に策定をいたしましたので、国の方の高齢者医療制度改革の動向とあわせまして御報告をさせていただきたいと思っております。

そこに策定の背景ということで整理をしておりますけれども、国の方では、広域化等の支援方針の策定を初めとする広域化それから県単位化に向けた県の取り組みを促進しております。高齢者医療制度改革会議の最終取

りまとめにおいては、全年齢の市町村国保の県単位化と都道府県が運営する方向性が示されております。

県としましては、市町村国保が抱える構造的な課題は、県単位化のみでは解消できず、財源論を含めた抜本的解決に向けた議論や医療保険制度全般の議論が不十分であることから、現段階においては、県単位化を主体的に推進するための支援方針は策定できず、財政安定化に重点を置いた支援方針を策定することとしたものでございます。

策定しました支援方針の概要ですけれども、方針の目的は市町村国保財政の安定化です。それから、対象期間は平成25年3月末までとしております。

内容につきましては、そこに整理しておりますが、まず、保険料(税)収納率の向上に向けた支援といたしまして、市町村規模別の目標収納率などをよりきめ細かに定めまして、その達成状況に応じて県の調整交付金を配分することとし、市町村の取り組みを支援することといたしました。

また、他の市町村のモデルとなる収納率向上につながる対策を行った市町村があれば、これにも支援をしております。

また、医療費適正化に向けた支援といたしまして、市町村が行う後発医薬品を使用した場合の自己負担軽減額の周知への支援や、特定健診やレセプトデータを活用しました保健事業推進のための市町村への技術的支援等を行っております。

これによりまして、保険料(税)収入が確保され、医療費が少しでも抑制されることにより、国保財政の安定につながることを期待しております。

なお、そこに書いておりますが、支援方針の内容については、必要に応じて見直すこととしておりますが、県単位化については、国において進められます社会保障と税の一体改革の議論に伴う国と全国知事会との協議の推

移を見守りつつ、市町村の意見を聞きながら、別途検討を行う予定としております。

2ページをお願いいたします。

今回の支援方針の策定によりまして、これまで国の調整交付金において行われておりました一定の収納率を下回った場合の減額措置が解除されることとなります。

それから、4にお示しをしておりますけれども、この支援方針に関連しまして、広域化等支援基金条例の一部改正を提案することとしておりまして、後議分の本委員会で御説明をさせていただくこととしております。

参考としまして、そこに高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめの概要を記載しております。改正法案について、国の方では、通常国会提出を目指しておりますけれども、不透明な状況が出ております。

それから、平成25年3月とされた施行時期につきましても、1年先送りとなる可能性についても言及がなされている状況にあります。

全国知事会では、最後に記載しておりますが、一貫して、市町村国保の構造的な課題、財源論が議論されていないと主張をして、この最終取りまとめを踏まえた改正法案で新制度に移行することについては、反対の意見を表明しております。

今後、国と地方の協議の場が設置されることとなりますが、県としましては、必要に応じて知事会と連携するなどして、改めて十分な議論がなされるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

報告事項の3ページをお願いいたします。

抗インフルエンザウイルス薬タミフルの備蓄についてでございます。

これまでの備蓄状況は、国が掲げた目標で

あります県民人口の45%相当に対し、22年度分としては1万2,000人分余のリレンザを前倒して備蓄し、タミフルについては、十分な量の市場流通が確保されていることから、追加備蓄を見合わせ、その結果、目標の約9割に当たります県人口の約40%まで備蓄を進めたところであります。

ただ、昨年度の新規インフルエンザの発生に際し、全国で約2,000万人の患者が発生いたしました。それを上回る2,400万人分の抗インフルエンザウイルス薬が新たに生産されたことから、国、県が備蓄しました分を使用することはありませんでした。

また、今シーズンにおいても、2,600万人分以上の供給が見込まれております。

4ページをお願いいたします。

そこで、今回の新型と同程度の感染力を持った新たな新型インフルエンザが発生したとした場合のパターンAと、同時に季節性インフルエンザが流行した場合のパターンBの必要量を推計し、ワンシーズン中の生産量とこれまでの備蓄量を加えた数量とを比較したところ、グラフのように生産備蓄量の方が必要量を上回る結果となりました。

そのため、今後の備蓄につきましては、1点目として、新たな新型インフルエンザが発生した場合でも必要数量が生産量と備蓄量の合計を上回る可能性が低いこと、2点目として、国は今年度末を目途に現在の新型を季節性扱いするという予定であり、今後新たな新型インフルエンザが発生しない限り、これまでの備蓄分の放出はないと考えられること、また、3点目として、薬の有効期限が7年とされており、期限切れ後は廃棄せざるを得ないことから、現在の備蓄薬の最初の有効期限が到来する平成25年9月までの間の追加備蓄は見合わせることにし、新薬開発などの大きな状況変化があった場合にのみ新たな備蓄を行うこととしたいと考えております。

以上、御報告いたします。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、ございませんか。

○堤泰宏委員 この1ページの市町村国保が抱える構造的課題とは何ですか。

○倉永医療政策総室長 低所得者の人が多い、それから高齢者の人が多い、その辺の部分が一番のポイントに、要因になるかと思っております。

○堤泰宏委員 そんなに簡単でよかと。低所得者が多いと高齢者が多い。だから、県は国の言うことが聞かれぬというわけだろう。これば読めばですね。

○倉永医療政策総室長 そういった財政的な運営の部分が非常に厳しい中で、今回国の方でそういった財源論的な分の内容に踏み込んだような検討が十分なされておられませんので、その辺の部分については十分な検討が必要じゃないかという、そういう前提に立っての対応です。

○堤泰宏委員 答えが違うじゃないですか。だけん、これは構造的課題は詳しく説明してもらわんとわからぬです。これがポイントだもん、これは。

○溝口幸治委員長 倉永総室長、これ……。

○堤泰宏委員 今でなくてよかです。

○溝口幸治委員長 後日詳しくマン・ツー・マンでお願いいたします。

ほかにごございませんか。

○藤川隆夫委員 医療費適正化に向けた支援

のところの後発品、ジェネリックの問題なんですけれども、確かにジェネリックを使えば費用自体は抑えられると思うんですけども、ジェネリック自体の効能・効果に関してきちっとした指針が出ていないという部分があるかと思えます。逆に言うと、これの周知を図るのであれば、場合によっては薬が効かないものもありますよぐらいまで、極端な話なんですけれども、書いてもらわんといかぬのかなというふうな気もしますので、どう思われますか、その部分。

○倉永医療政策総室長 せんだって県の医師会さんとの勉強会を行う中でも、この辺の部分について議論させていただいたんですが、やはりいろんな、そういった複雑な問題が絡んでいる状況の中で、その辺の部分の整理等についても、国の方にもしっかりと取り組みもやっていただくというふうなことがぜひ必要じゃないかというふうなことで、いろいろと国の方にも対応を求めていくような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 今のようにやっていただければいいんですけども、多くの人に周知するときに、こっちを使えば安くなりますよだけでは、やっぱりちょっと問題があるのかなと思っておりますので、附則か何か入れてやっていただければと思います。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

今の藤川委員から御指摘のございましたとおり、ジェネリック医薬品をめぐるしましては、いまだに医療関係者の間に、その安全性、それから有効性、それから副作用等の医薬品情報、これに対する不安感がまだ存在することは事実でございます。

こうしたことの解消に向けまして、現在、

医療関係者、大学の関係者、消費者等で構成いたします協議会を立ち上げまして、20年度から3年間協議を進めてまいりまして、そうしたジェネリック医薬品の安心使用に向けた環境づくりを今後とも進めてまいりたいと思っております。

23年度も引き続きそうした事業を進めてまいりたいと考えておりますが、その事業の中で、今、藤川委員の御指摘がございましたとおり、一般県民の方々に、まずジェネリック医薬品とはどういうものか、また、医療関係者の方が安心して使用できる環境づくり、こういったものを進めたいと思っておりますし、また、国に対しましても、委員御指摘の指針、こういったものの作成等につきましても提言をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 医療政策総室に確認ですけれども、一番初めの背景、1ページ目のところに書いてあります。22年5月にもう国民健康保険法は改正されているわけですよ。そして、ここに書いているように、広域化に向けた都道府県の取り組みを促進と。その次のページも関係あります。いわゆる後期高齢者医療制度、この改正案が成立しないならばどうか、成立しなくても、これとの関係で別にそごは来さないんですかね。22年、もう既に改正になっている部分と——私も段階的にセットかなと思って。後の方が成立しなくても何の問題もないんですよ、多分。

○倉永医療政策総室長 この22年5月の改正に伴う方針を策定する分については、その辺の部分の動きがまだ明確でなくても当面は問題ありませんので、大丈夫です。

○松田三郎委員 はい。

○溝口幸治委員長 それでは、なければ、これで終わります。

最後に、陳情書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

なお、後議の委員会は相当な事務量がございますので、2日間に分けて実施をいたしたいと思っておりますので、委員の皆様方には、万事お繰り合わせの上、御出席をいただきたいというふうに思います。

それでは、委員の皆様方には連絡事項がございますので、そのままお待ちいただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長